

「経営円滑化貸付（豪雨による売上減少）」に係るQ & A

Q 1 対象事業者は、地域や業種に限定があるのか。

A. 県内全域の中小企業者が対象となります。

ただし、「平成30年7月豪雨の影響により売上が減少している」ことが要件となります。

(例) ①旅館・ホテル、飲食店、土産物屋等において、交通機関の運休により観光客のキャンセルが出て売上が減少した

②旅館、ホテル等へ食材等を納入・販売しているが、観光客減少により発注減となり、売上が減少した

③交通網の遮断等により物流が途絶え、品薄となり売上が減少した

Q 2 「最近1ヶ月間」とは、具体的にはいつなのか。

A. 平成30年7月豪雨（H30.7.5～）以降の1ヶ月間を指します。

平成30年9月に融資を申し込む場合、平成30年7月、8月のいずれか1ヶ月間の売上高等が前年同月に比べて5%以上減少している場合が対象となります。

なお、平成30年7月の売上高等の確定前においては、平成30年6月の売上高等を含む1ヶ月間でも可とします。（1ヶ月間に、豪雨による影響を受けた期間が含まれていれば可）

※「最近1ヶ月間」を「平成30年6月を含む1ヶ月間」とした場合の様式第29号の29「兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書（豪雨による売上減少）」の記載について「3売上合計高等の状況」の「(2) 最近1ヶ月の売上合計高等」の欄は、「平成30年7月 ○○○千円」と記載するとともに、余白に具体的な期間を記載してください（例：平成30年6月21日から平成30年7月20日まで）。

Q 3 売上高等の減少が豪雨の減少によるものかどうかは、どのような方法で確認するのか。

A. 金融機関で審査する際、業種等により売上高等の減少が豪雨によるものであることが明らかに判断できる場合（旅館ホテル等で宿泊客の減による売上減など）は、売上高等を試算表や売上台帳で確認するのみで結構です。

売上高等の減少と豪雨の影響との関係が明らかでない場合は、取引先明細を確認する、聞き取りを行う等の方法によって、豪雨影響との因果関係が確認できれば融資の対象となります。

Q 4 セーフティネット保証に該当しなくても利用できるのか。

A. 「経営円滑化貸付」は、「一般保証や保証なしでも融資可能なメニューです。（様式29号の29「兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書（豪雨による売上減少）」の提出が必要）

なお、セーフティネット保証4号または5号でこの貸付を利用される場合は、「中小企業信用保険法に基づく市町長の認定書」の提出が必要です。

Q 5 過去に融資を受けた経営円滑化貸付の借換に利用できるか。

A. 今回の緊急対策は、今般の豪雨の影響による運転資金の不足を補う趣旨で行うものであるため、過去の貸付の借換には利用できません。

【問い合わせ先】

兵庫県産業労働部地域金融室 電話078-362-3321